

# シニア世代から子育て世帯へのふるさと伝承事業のご案内

～地域のシニア世代が子育て世帯等に対し、ふるさとに伝わる伝統などを伝えていく交流事業を実施する団体を募集します～

シニア世代と子育て世帯が交流する機会を増やし、地域での一体感やきずなを深めるとともに、地域の季節行事や祭り、郷土料理、昔遊びなどの伝統を再認識し、愛着心や誇りを育み、子どもや子育て世帯のふるさと意識の醸成に取り組む NPO 団体等を対象に助成団体を募集します。

**募集期間：令和3年4月1日（木）～4月20日（火）**

## 補助対象事業

NPO 法人や子育て支援団体などが、広く参加者を募集して行う次の取り組みを対象とします。

### 【事業内容】

シニア世代が子育て世帯などに対して、ふるさと意識の醸成を図ることなどを目的に地域の伝統文化等を伝える取組。

- (1) 1テーマにつき、5回以上交流事業等を実施すること。
- (2) シニア等を講師として実施すること。
- (3) 子どもや子育て世帯を対象として、1回あたり概ね20人以上の参加者とする事。

### 〔事業テーマ例〕

- 地域に伝わる年中行事や郷土料理を学ぶ ● 地域の祭りの体験
- 季節の節目の行事（節分、月見等）や子どもの成長の節目の行事を体験
- 地域に伝わる昔話や昔遊び等を体験 ● 地域の伝統的なものづくりを学習・体験
- 郷土史家の講話や名所・旧跡めぐりなど地域の歴史を学習 など

## 補助の内容・金額

### ① 補助金額

- 1 団体あたり 30 万円を限度（千円未満切り捨て）
- 1 テーマにつき 15 万円を限度（千円未満切り捨て）（2 テーマ又は 2 地区まで実施可）



### ② 補助対象経費

申請事業に直接必要な経費とし、主に次のとおりとします。

- 講師等謝金 ○ 講師等旅費
- 印刷費等資料作成費 等 ○ 郵送料、通信費、保険料、会場設営費 等
- 消耗品費（文具、用紙代等） ○ 会場使用料 等

※ 事務所費用（家賃・光熱水費等）、飲食費等は対象外です。

※ 兵庫県（又は他の地方公共団体）及び兵庫県（又は他の地方公共団体）の外郭団体から補助を受けている事業は対象となりません。

### <補助対象団体>

県内に所在する NPO 法人や子育て支援団体等が対象となります。

(法人格の有無は問いません。)

ただし、団体の構成員が5人以上であることとします。

※ 営利、宗教及び政治的な活動を主目的とする団体は対象から除きます。



### <提出書類>

- 交付申請書
- 所要額調書
- 収支予算書
- 事業計画書
- 団体概要書、役員名簿又は構成員名簿（任意様式）  
定款又は会則の写し

### <応募方法>

- 所定の書類等を下記の問い合わせ先まで持参または郵送してください。（必着）
- 応募書類の作成にあたっては、必ず兵庫県ホームページにある「応募のご案内」を参照してください。提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。（※応募前に県の担当者にご連絡ください。）

### <決定の連絡>

- 県において、事業の効果・効率性、事業内容の具体性・専門性などの観点から事業内容を審査のうえ、補助団体を決定します。



### <問い合わせ先・提出先>

兵庫県 企画県民部 女性青少年局 男女家庭課 家庭応援班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL 078-362-4185

兵庫県ホームページ：<http://web.pref.hyogo.lg.jp/>

※ 申請に必要な書類は県ホームページからダウンロードできます。